

Ⅱ. 土木遺産について

本調査における“土木遺産”とは、将来に語り継ぐ価値ある“歴史的な土木構造物”に対する呼称とする。しかし、「土木遺産」に対する評価も様々であることから、本調査において、対象となる構造物と年代等について、次のとおり限定することとした。

1. 対象構造物

①分野

- ・県土木部及び市町村に係わるもの(建設・管理及び関与)
- ・国・日本国有鉄道・東京電力及び企業局等のものは対象としない
- ・文化財(国・県指定の重要文化財等)に指定されているものは除外した

②内容

- ・原則的には現在も供用中のもの
(ただし、竣工当時の利用形態を換えて、車道橋から人道橋に移行したものは対象とする)
- ・技術の伝承等、後世に残し語り継ぐ価値のあると思われるもの
- ・誰にも容易に理解できるセールスポイントのあるもの

③区分

- ◆道路関係
 - ・道路、トンネル、橋梁
- ◆河川関係
 - ・河川、放水路、ダム、砂防

2. 対象年代

①範囲

- ・明治元年から昭和39年までに竣工したもので、かつ、平成7年9月1日時点で現存するものとする
- ・昭和40年代に竣工ないし概成したものは次の世代のものとして、「土木遺産候補に準ずる構造物」として別掲することとした

②内容

- ・明治以前の土木遺産の対象となるものは、文献・資料等による検証が困難であることから対象外とした
- ・昭和40年以降の比較的新しいものについては、現時点では遺産としての価値の創出が困難であるため対象外とした

3. 評価の視点

土木遺産に推薦された土木構造物全数を対象として、“技術”“意匠”“系譜”の三つの観点から、下記のとおり各構造物の評価基準に視点を置き、総合評価を行ない選定した。

1) 道路構造物(道路・橋梁)

①技術

- ・竣工当時、構造形式・工法が優れているもの
- ・竣工当時、最大・最長のもの
- ・その形式で現存する県内最古のもの
- ・当時の先端技術を導入して建設されたもの(県内初のもの)

②意匠

- ・竣工当時、初めての造形デザインであったもの
- ・竣工当時、極めて洗練されたデザインであるもの
- ・竣工当時の形状をとどめているもの(極力原形をとどめた補修程度なら可)

③系譜

- ・地域のランドマークとしての機能を有するもの
- ・人々がよく知っているもの、あるいは人々によく親しまれているもの
- ・歴史的、文化的に意義のあるもの

2) 河川構造物(河川・砂防)

①技術

- ・社会情勢などによる制約を受けて、現在の工法とは異なった材料・工法を用いて建設されたもの
- ・竣工当時、最大・最長のもの
- ・その形式で現存する県内最古のもの
- ・当時の先端技術を導入して建設されたもの(県内初のもの)

②意匠

- ・竣工当時極めて洗練されたデザインであるもの
- ・竣工当時の形状をとどめているもの(極力原形をとどめた補修程度なら可)

③系譜

- ・地域のランドマークとしての機能を有するもの
- ・歴史的、文化的に意義のあるもの

3) その他の評価の視点(付加価値の創出)

1)2)それぞれの①から③までの評価項目以外に、以下のような評価すべき各構造物の特質や特殊性を考慮した。

① 活用状況

- ・構造物の位置する周辺地域との歴史性を意識して建設されたもの
- ・修景整備等のハード面での活用を行なっているもの
- ・イベント・お祭り広場等のソフト面での活用を行なっているもの

② 人物・事象にまつわる評価

- ・歴史上の著名な人物に係わるもの
- ・著名な神社・城郭・建築物等へのアプローチ道路・橋などとなっているもの
- ・小説・詩・歌などの題材となったもの
- ・名所・旧跡に係わるもの
- ・著名人の計画・設計によって建設されたもの

4) 総合判定

- ・総合判定は1)2)それぞれの評価結果に、3)を加味したもので行なう。
- ・以上の評価結果、選定されたものの構造形式が、同タイプのものが複数あった場合は、地域性や年代などを考慮して、総合的観点から判定した。